

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第31期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社アルメディオ

【英訳名】 ALMEDIO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯沼芳夫

【本店の所在の場所】 東京都東村山市栄町二丁目32番地13

【電話番号】 042(397)1780

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 居場義明

【最寄りの連絡場所】 東京都東村山市栄町二丁目32番地13

【電話番号】 042(397)1780

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長 居場義明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第30期 第3四半期連結 累計期間	第31期 第3四半期連結 累計期間	第30期 第3四半期連結 会計期間	第31期 第3四半期連結 会計期間	第30期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	1,982,477	1,921,432	798,760	593,946	2,738,625
経常利益 又は経常損失() (千円)	82,658	57,657	27,525	35,236	29,047
四半期純利益 又は四半期(当期) 純損失() (千円)	81,208	22,675	8,704	21,146	33,931
純資産額 (千円)			4,542,231	4,552,158	4,592,839
総資産額 (千円)			5,282,068	5,196,038	5,192,143
1株当たり純資産額 (円)			949.10	954.38	959.67
1株当たり四半期 純利益 又は1株当たり四半期 (当期)純損失() (円)	16.97	4.74	1.82	4.43	7.09
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			86.0	87.6	88.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	76,879	290,371			200,059
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	80,275	29,694			101,751
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	17,814	3,812			77,814
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,363,751	1,663,747	1,404,797
従業員数 (名)			186	200	193

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員を表示しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	200
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	124
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
テストメディア事業	214,999	
クリエイティブメディア事業	264,724	
断熱材事業	61,974	
その他事業		
合計	541,698	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
テストメディア事業	227,943		34,282	
クリエイティブメディア事業	302,889		34,993	
断熱材事業	79,004		34,334	
その他事業				
合計	609,837		103,610	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
テストメディア事業	230,937	
クリエイティブメディア事業	288,320	
断熱材事業	74,688	
その他事業		
合計	593,946	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
エイベックス・マーケティング(株)	249,147	31.2	101,161	17.0
PANESIAN HONG KONG LTD.	76,269	9.5	79,333	13.4

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善や各種経済政策効果などを背景に緩やかな回復基調を維持しているものの、円高の長期化やデフレの進行、経済対策による駆け込み需要の反動減が顕在化する中で、景気回復のテンポは鈍化傾向で推移しました。

当社グループの関連する情報家電業界は、家電エコポイント制度の継続・再延長と基準切り替えによる駆け込み需要等によって薄型テレビ市場が急拡大し、相乗効果でBlu-ray Disc（以下「BD」）レコーダー市場も堅調を維持しました。

一方の音楽映像業界においては、特定人気グループの作品を中心に音楽CD市場を牽引したものの、音楽ソフト全体の需要減少には歯止めが掛からず、映像ソフトにおいても、BDの伸長が続きながらソフト全体の落ち込み分を補えず、全体として厳しい市場環境が継続しています。

このような状況のもと当社グループは、コスト削減活動に永続的に取り組みながら、粘り強い営業努力を重ねてまいりましたが、収益は伸び悩みました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高5億93百万円（前年同四半期比25.6%減）、営業損失32百万円（前年同四半期は営業利益33百万円）、経常損失35百万円（前年同四半期は経常利益27百万円）、四半期純損失21百万円（前年同四半期は四半期純損失8百万円）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

テストメディア事業

当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストテープ、テストディスクの開発・製造・販売を行う「テストメディア」と、DVDベリフィケーションラボラトリ及びBDテストセンターとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等を行う「テストメディア」が含まれます。

テストメディアは、テストメディア市場の主要分野である車載及びAV機器関連需要を中心に売上は持ち直しつつ概ね横這いを維持しておりましたが、当第3四半期に入り一転息切れし伸び悩みました。顧客によっては、生産調整の局面が見られたほか生産工程の見直しの動きが加速し、更には需要増が期待されるテストBDの売上も予想を下回るなど、厳しい状況となりました。

テストメディアは、顧客メーカー等からの検査受託件数が伸び悩み、売上は前年同四半期を下回る低調な推移となりました。

以上により、テストメディア事業の売上高は2億30百万円となりました。

クリエイティブメディア事業

当事業は、CD・DVD・BDのOEM製造・販売を行っており、当四半期は、積極的な営業活動と機動的な生産対応力の発揮により新規顧客開拓を含めた受注獲得に努めたものの、音楽CDの受託減少が続くなか年末商戦の盛り上がりも欠き厳しい状況で推移したことから、売上は前年同四半期を下回りました。

以上により、クリエイティブメディア事業の売上高は2億88百万円となりました。

断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っており、当四半期は、中国国内を中心とした各種工業炉用炉材など耐火材料の需要増に合わせ生産対応力を発揮し、収益の確保に努めた結果、売上は前年同四半期を上回る推移となりました。

以上により、断熱材事業の売上高は74百万円となりました。

その他事業

当事業は、光メディア用計測器等の開発・製造・販売を行っておりますが、当四半期における売上はございませんでした。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは1億36百万円(前年同四半期は91百万円)となりました。これは主に売上債権の回収によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは8百万円(前年同四半期は11百万円)となりました。これは主に投資有価証券の償還による収入であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは23百万円(前年同四半期は36百万円)となりました。これは主に短期借入金の増加によるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の四半期末残高は16億63百万円(前年同四半期は13億63百万円)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに発生したものはありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりです。

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得(いわゆる非友好的企業買収)が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には行為者が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものも少なくありません。

このような状況を鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組む、当社株主共同の利益を向上するためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが必要不可欠であると判断し、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為(以下、総称して「買収行為」といいます。)に対する措置として、平成18年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取り組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取り組み」の導入を決議し、平成18年6月27日開催の株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後も、当該取り組みが、導入後の毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、その定時株主総会において株主の皆様当該取り組みの継続等を諮るべきとされていたことに基づき、平成19年6月25日開催の定時株主総会においては当該取り組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」(以下、「本基本方針」といいます。)に変更する等の修正を行った上で、平成20年6月25日開催の定時総会においては所要の修正を行った上で、平成21年6月25日開催の定時株主総会においては、平成21年5月15日付けで公表した「中期経営計画ローリングの一時凍結と緊急対応策の実施について」との関係踏まえた修正、事前遵守ルールのうち株券等保有割合¹及び株券等所有割合²に係る数値をいずれも「20%以上」に引き上げる修正及びいわゆる株券電子化が行われたことを踏まえた所要の修正・変更等を行った上で、これを継続することについてご承認をいただいております。

そして、この度、当社は現在の当社を取り巻く事業環境を踏まえ、本基本方針の重要性に鑑み、引き続き本基本方針を継続することにつき、平成22年5月14日開催の当社取締役会において決議し、平成22年6月25日開催の株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

1 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

2 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

本基本方針の概要

Ⅰ. 当社企業価値の源泉 ～テストメディア事業者としての公正性・中立性への信頼～

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、AV・PC関連機器等の規準や調整のために用いられるテストメディアの開発・製造・販売を行うテストメディア事業と、その応用事業である音楽CDや映像用DVDのOEM製造を行うクリエイティブメディア事業とを、その基幹事業としております。

その中でも、特に前者のテストメディア事業は、当社が昭和56年5月18日に設立された際の事業目的そのものであって、当社設立以来、25年以上にわたり当社の発展を支えてきた当社の主幹事業であるといえます。

このテストメディア事業を遂行していくにあたって最も留意しなければならない点は、テストメディア事業者としての中立性・公正性の確保に他なりません。すなわち、テストメディア事業とは、PC用ドライブ等のPC関連機器、オーディオ用のCD・MD・DVDプレーヤ等のAV機器の調整や国際的な互換性を維持することを目的として、品質規格の規準となるディスク等を開発・製造し、供給する事業のことを指すところ、このような規準となるべきディスク等が、ある特定のメーカーが製造する関係機器の特定の仕様にのみ適合的であったり、逆に、ある特定の仕様にのみ不適合であるような事態が生じた場合には、そもそも「規準」としての存在価値に疑問を抱かれてしまう結果、テストメディア事業そのものが立ち行かなくなってしまうこととなります。

したがって、テストメディア事業にとって、その中立性・公正性の確保は絶対的に要請されるのであって、これらに対するPC関連機器・AV機器製造業者（以下「各機器製造業者」といいます。）からの信頼を獲得してこそ、この事業の継続性・収益性が保たれ、これを主幹事業とする当社の経営の安定性が保たれることとなります。

先述の通り、当社は、昭和56年以来主幹事業としてテストメディア事業を営んできておりますが、この時期は、丁度カセットテープが世に広く浸透し、さらに、CD等のデジタルオーディオが普及・発展し始めた時期と重なります。すなわち、当社は、これらのメディアの普及・発展の過程を通じてテストメディア事業者としての地位を築き上げ、保ち続けているのであって、これは、裏を返せば、当社のテストメディア事業者としての中立性・公正性が確保され、これに対する各機器製造業者等からの信頼感を当社が獲得してきたことを意味します。

そして、現在においては、当社に対する各機器製造業者からの信頼の高さは極めて高いものとなっており、その信頼の高さは、テストメディア事業市場における当社の高度の占有率という具体的な結果となって、現れております。

このように、当社は、テストメディア事業者として中立性・公正性を確保し、これに対する各機器製造業者からの信頼を獲得し得たからこそ、テストメディア事業者としての現在の地位を築くことができたのであり、当社の企業価値の源泉が、テストメディア事業者としての中立性・公正性と、これに対する各機器製造業者からの信頼にあることは、疑いようがありません。

当社は、当社の企業価値の源泉がその点にあることを肝に銘じ、その維持・向上に努め、さらなる企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めていく所存です。

・当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上述べた通り、当社の企業価値の源泉は、テストメディア事業者としての中立性・公正性と、これに対する各機器製造業者からの信頼にあります。その信頼があってこそ、テストメディア事業市場における当社の高度の占有率が実現・維持され、当社の収益が具現化されるわけです。しかし、「中立性・公正性」というものは、放っておいても自然と実現・維持されるものではありません。「中立性・公正性」の確保という明確な方針の下に、それを実現・維持する努力を継続的に行なっていく必要があります。また、「中立性・公正性」に対する各機器製造業者からの信頼を獲得するためには、単に「中立性・公正性」を確保するだけでは十分ではなく、一企業として健全か否か等といった企業としての一般的な評価をも向上させる必要があります。

そこで、当社は、「中立性・公正性」に関するこのような特性に鑑み、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現すべく、以下のような取組みを行っております。

・サードパーティとしての地位の確立

テストメディア事業者としての「中立性・公正性」を確保するためには、ある特定のメーカーが製造する関係機器の特定の仕様のみみ適合的なテストメディアを開発・製造・供給しないということは当然のことですが、これに加えて、外形上、特定のメーカーに傾注しているのではないかと疑わせるような事情を排除しておくことも、また必要不可欠です。

そのため、当社は、創業以来、どの企業グループ・メーカーにも属することなく中立・公平の立場を守り続け、事業の独立性が確保され他社からの影響が遮断されたサードパーティとして、テストメディア事業を展開してまいりました。

このサードパーティたるポジショニングは、テストメディア事業者である当社の最大の特徴であり、当社のテストメディア事業者としての「中立性・公正性」の確保とこれに対する信頼の獲得について、ひいてはテストメディア事業市場における当社の高度の占有率の獲得について、極めて大きく寄与してきたものと自負しております。

当社は、かかる取組みを今後も継続し、テストメディア事業者としての「中立性・公正性」とそれに対する信頼を、名実ともに維持・向上させてまいります。

・すべての規格を対象とした公平な事業展開

テストメディア事業者としての信頼を得て、しかも高度の市場占有率を獲得した今日において、当社は、新規格のメディアが開発された場合においても、これに関するテストメディアを開発・製造し、これを市場に供給する役割を担っております。

その結果として、例えば、ある同種のメディアに関していわゆる規格競争が繰り広げられている場合に、当社が、いずれか一方の規格についてのみテストメディアを開発・製造・供給するといった行動に出ると、他方規格を推進する各機器製造業者に対し、当社が一方の規格を推奨する各機器製造業者に肩入れをしているとの印象を与えてしまう結果、当社のテストメディア事業者としての「中立性・公正性」に強い疑問を抱かせてしまい、当社の企業価値の源泉を毀損する危険性が極めて高まるといえます。

そこで、当社は、創業以来、特定のメディア規格にのみ偏向・傾注することはせず、すべてのメディア規格に対して、テストメディアを公平に開発・製造し、供給してまいりました。

最近話題になった規格競争としては、いわゆる次世代DVDの規格を巡るBlu-ray DiscとHDDVDの規格競争が挙げられますが、当社は、この規格競争の際にも、両規格にそれぞれ対応したテストメディアを開発・製造し、供給してまいりました。

今後も規格競争が技術の進歩とともになされる可能性があります。当社は、そうした取組みを通じて、今後も、テストメディア事業者としての中立性・公正性を、維持・向上させ、より一層の信頼を得られるよう、努力してまいります。

・中期経営計画ローリングとその実現のための緊急対応策の実施

当社は、短期的な視点にのみ囚われて、中・長期的な視点を見失い、これによって当社の企業価値の源泉であるテストメディア事業者としての中立性・公正性に対する信頼感を失うことがないように、平成20年5月15日付けで当社の経営に係る中期経営計画ローリングを策定し、今後の当社の事業展開の展望を明らかにすることで、自らを律して参りました。

この点に関しまして、当社は、平成21年5月15日付けで、昨今の厳しい経済情勢に鑑み、中期経営計画ローリングを一時凍結し、当社の業績を回復させるべく緊急対応策を執り行う旨公表しておりますが、このような厳しい経済情勢は今年になってもいまだに継続しており、当社の足元の業績は、中期経営計画ローリングを公表した平成20年当時の状況まで回復したとは言い難い状態が続いております。

そのため、当社は、平成22年5月14日付けで公表致しましたとおり、今年も中期経営計画ローリングを引き続き凍結し、昨年同様の緊急対応策を執り行っていくことを決定致しました。

もちろん、この緊急対応策も、昨年同様、中期経営計画ローリングを放棄するものではなく、中期経営計画ローリングを実現するために当社に必要となる最低限の条件・土台を緊急に整えるべく、実施するものです。

当社といたしましては、かかる緊急対応策によって中期経営計画ローリングを実現するために当社に必要となる最低限の条件・土台を早急に整え、可及的速やかに、中・長期的な視点から、当社の企業価値の源泉であるテストメディア事業者としての中立性・公正性に対する信頼感を高めていけるよう、これからも努力し続ける所存です。

・社会貢献への取組み

当社に対する信頼感を確保・向上させていくにあたっては、当社による社会に対する貢献という視点も、欠かすことはできません。当社の社会貢献は、当社の社会的評価に直結し、最終的には、信頼に値する企業であるとの評価を当社に対してもたらしめます。

そこで、当社は、社会貢献のひとつとして「環境保全」を掲げ、ISO14001を取得し、これを経営者及び全社員が認識し、取組んでいくことによって、社会全体の利益貢献に努めております。

当社は、かかる社会貢献活動をも実施して、当社のテストメディア事業者としての信頼感を、さらに高めてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、対外的な施策だけでなく、当社内部の経営の健全性の確保と透明性を高めることも、当社のテストメディア事業者としての信頼感を高める一助になるものと考えております。

そのため、当社は、監査役による経営の監視及び内部監査担当部署による各部門への監査の充実を図り、経営に対する監視の強化を図ることで経営の健全性の確保に努めるとともに、中期経営計画の毎期開示、株主総会後の経営近況報告会の開催、ホームページ上における情報開示の充実等、IRを強化するなどして、当社の経営の透明性の向上に取り組んでおります。

・本基本方針について

・基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、テストメディア事業者としての中立性・公正性の確保と、これに対する信頼感にありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、当社のテストメディア事業者としての中立性・公正性が疑われることになることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることとなります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本年6月25日開催の第30期定時株主総会において、出席された株主の皆様様の議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定致しました。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様様の意向を確認するために、平成22年6月25日開催の第30期定時株主総会において、株主の皆様様の過半数のご賛成をいただき、本基本方針の継続は承認されました。

・目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

．スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっております。

(1)概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保障し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限りです。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次の通りです。

<事前遵守ルール>

イ．行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、（ ）当社が発行者である株券等³について、行為者及び行為者グループ⁴の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または（ ）当社が発行する株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合及び行為者の特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

ロ．買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。

- ・行為者及び行為者グループの概要
- ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
- ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
- ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える影響とその内容
- ・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
- ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報

（なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」といいます。）します。）

3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

4 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

- 八．特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。
特別委員会の評価期間（行為者が情報受領通知を受領した日から起算）
買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で60日以内
その他の場合 原則として90日以内
（ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。）

<評価基準>

- イ．行為者が事前遵守ルールのをすべてを遵守しているとき
ロ．以下の濫用的買収の種類のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
(a) 強圧的買収類型
いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収 等
(b) 機会損失的買収類型
(c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
(d) その他、上記各類型に準じる買収類型

(2)発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします。

特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3)廃止

本基本方針は、導入後、毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様の本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

(4)本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行業者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほか各委員も有するとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様が意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様が承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

・行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。そのうえで、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り、）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記(1)＜事前遵守ルール＞口及び八並びに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

・株主・投資者の皆様にご与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております）。

なお、当社が新株予約権を当社の株式等⁸と引換えに取得することができることと定められた場合において、当社が当該取得の手続を採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。）し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとして判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

本基本方針の詳細については、当社ウェブサイト（<http://www.almedio.co.jp/>）の平成22年5月14日付IRニュース「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（中期経営計画への取組みと買収防衛策）の継続についてのお知らせ」に掲載されておりますのでご参照ください。

⁸ 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費の総額は3百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,900,000
計	20,900,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,225,000	5,225,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株でありま す。
計	5,225,000	5,225,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		5,225		918,200		871,580

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

なお、当第3四半期会計期間において、平成22年11月2日開催の取締役会で決議した会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を16千株取得いたしました。平成22年12月31日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社アルメディオ	東京都東村山市栄町2-32-13	455	8.71

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	439,200		単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	4,785,000	47,850	同上
単元未満株式	800		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,225,000		
総株主の議決権		47,850	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。
2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が35株含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アルメディオ	東京都東村山市栄町 2 32 13	439,200		439,200	8.41
計		439,200		439,200	8.41

(注) 平成22年11月2日開催の取締役会決議(会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づく自己株式の取得)に基づき、当第3四半期会計期間中に以下のとおり自己株式の取得を行いました。

取得した株式の種類 普通株式
取得した株式の総数 16,000株
取得価額の総額 3,648千円
取得日 平成22年11月4日

上記の自己株式取得の結果、当第3四半期会計期間末現在の自己株式の保有状況は以下のとおりです。

自己株式数 455,235株
発行済株式総数に対する割合 8.7%

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	324	334	317	319	298	288	266	259	270
最低(円)	290	284	274	286	268	263	231	220	240

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,882,429	1,616,941
受取手形及び売掛金	465,569	577,849
商品及び製品	64,769	81,172
仕掛品	84,265	55,274
原材料及び貯蔵品	123,413	105,794
その他	41,550	52,356
貸倒引当金	1,000	1,000
流動資産合計	2,660,997	2,488,388
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,344,834	1,346,144
その他(純額)	¹ 508,575	¹ 529,210
有形固定資産合計	1,853,409	1,875,354
無形固定資産		
のれん	344,435	423,920
その他	14,167	14,782
無形固定資産合計	358,602	438,703
投資その他の資産	² 323,028	² 389,697
固定資産合計	2,535,040	2,703,755
資産合計	5,196,038	5,192,143

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	70,396	73,668
短期借入金	68,000	20,000
未払法人税等	3,872	6,422
賞与引当金	38,190	76,449
その他	136,166	102,307
流動負債合計	316,625	278,848
固定負債		
退職給付引当金	279,687	274,565
その他	47,566	45,890
固定負債合計	327,254	320,455
負債合計	643,879	599,304
純資産の部		
株主資本		
資本金	918,200	918,200
資本剰余金	871,580	871,580
利益剰余金	3,141,152	3,166,334
自己株式	362,818	359,143
株主資本合計	4,568,113	4,596,970
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,873	876
為替換算調整勘定	18,828	5,007
評価・換算差額等合計	15,954	4,131
純資産合計	4,552,158	4,592,839
負債純資産合計	5,196,038	5,192,143

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,982,477	1,921,432
売上原価	1,354,020	1,182,550
売上総利益	628,457	738,882
販売費及び一般管理費	720,849	683,105
営業利益又は営業損失()	92,392	55,777
営業外収益		
受取利息	3,342	3,161
受取配当金	1,162	1,279
作業くず売却益	1,335	1,885
保険返戻金	1,326	2,878
その他	3,542	2,056
営業外収益合計	10,708	11,260
営業外費用		
支払利息	557	443
為替差損	271	8,577
保険解約損	144	-
その他	1	359
営業外費用合計	974	9,380
経常利益又は経常損失()	82,658	57,657
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	7,329
特別利益合計	-	7,329
特別損失		
固定資産除却損	15	1,170
投資有価証券評価損	5,903	4,453
減損損失	-	1,601
特別損失合計	5,918	7,225
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	88,577	57,761
法人税、住民税及び事業税	3,030	3,030
過年度法人税等	4,485	-
法人税等調整額	14,884	32,055
法人税等合計	7,369	35,085
少数株主損益調整前四半期純利益	-	22,675
少数株主利益	-	-
四半期純利益又は四半期純損失()	81,208	22,675

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	798,760	593,946
売上原価	512,157	402,833
売上総利益	286,602	191,112
販売費及び一般管理費	253,362	223,895
営業利益又は営業損失()	33,239	32,782
営業外収益		
受取利息	1,221	709
受取配当金	200	200
作業くず売却益	485	1,027
その他	952	253
営業外収益合計	2,859	2,190
営業外費用		
支払利息	186	145
為替差損	8,436	4,471
その他	48	26
営業外費用合計	8,574	4,643
経常利益又は経常損失()	27,525	35,236
特別利益		
貸倒引当金戻入額	735	2,827
特別利益合計	735	2,827
特別損失		
固定資産除却損	-	1,036
投資有価証券評価損	5,903	1,074
特別損失合計	5,903	2,110
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	20,886	34,519
法人税、住民税及び事業税	1,010	1,010
法人税等調整額	28,580	14,382
法人税等合計	29,590	13,372
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	21,146
少数株主利益	-	-
四半期純損失()	8,704	21,146

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	88,577	57,761
減価償却費	81,191	62,938
減損損失	-	1,601
のれん償却額	79,485	79,485
貸倒引当金の増減額(は減少)	21,362	7,329
賞与引当金の増減額(は減少)	39,843	38,259
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,568	5,122
受取利息及び受取配当金	4,504	4,440
支払利息	557	443
為替差損益(は益)	978	2,221
固定資産除却損	15	1,170
投資有価証券評価損益(は益)	5,903	4,453
売上債権の増減額(は増加)	149,191	116,760
たな卸資産の増減額(は増加)	46,230	33,001
仕入債務の増減額(は減少)	60,200	1,727
その他	58,127	41,871
小計	79,503	289,072
利息及び配当金の受取額	4,400	6,053
利息の支払額	557	443
法人税等の支払額	6,467	4,311
営業活動によるキャッシュ・フロー	76,879	290,371
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	5,243	39,856
定期預金の払戻による収入	-	32,383
投資有価証券の取得による支出	50,000	-
投資有価証券の償還による収入	-	50,000
有形固定資産の取得による支出	15,674	46,841
ビデオグラム権の取得による支出	21,953	26,114
保険積立金の解約による収入	13,102	5,264
その他	506	4,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	80,275	29,694
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	54,000	48,000
自己株式の取得による支出	26	3,674
リース債務の返済による支出	-	279
配当金の支払額	71,788	47,858
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,814	3,812
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,199	2,085
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,410	258,950
現金及び現金同等物の期首残高	1,387,161	1,404,797
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,363,751	1,663,747

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2)「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成20年9月26日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
棚卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、当第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法を主としております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行なう方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,277,028千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 1,248,674千円
2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 20,494千円	2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 27,823千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 246,579千円	給与手当 265,415千円
賞与引当金繰入額 15,828	賞与引当金繰入額 16,587
貸倒引当金繰入額 21,362	退職給付費用 7,981

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 101,484千円	給与手当 109,564千円
賞与引当金繰入額 15,433	賞与引当金繰入額 15,466
貸倒引当金繰入額 21,362	退職給付費用 2,663

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,568,995千円	現金及び預金 1,882,429千円
預入期間が3か月を超える 定期預金 205,243	預入期間が3か月を超える 定期預金 218,682
現金及び現金同等物 1,363,751千円	現金及び現金同等物 1,663,747千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,225,000

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	455,235

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,929	5	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	23,928	5	平成22年9月30日	平成22年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	ディスク事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	745,286	53,474	798,760		798,760
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	745,286	53,474	798,760		798,760
営業利益又は 営業損失()	192,108	18,852	173,256	140,016	33,239

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分をベースに製品の種類、販売市場の類似性等に基づき区分しております。

2 各事業区分の主な製品及び事業内容

- (1) ディスク事業.....オーディオ・ビデオ等のAV機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストテープ、テストディスクの開発・製造・販売、CD・DVD・BDのOEM製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリ及びBDテストセンターとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等
- (2) その他事業.....光メディア用計測器の開発・製造・販売及び電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	ディスク事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,840,315	142,161	1,982,477		1,982,477
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	1,840,315	142,161	1,982,477		1,982,477
営業利益又は 営業損失()	347,738	56,467	291,270	383,663	92,392

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分をベースに製品の種類、販売市場の類似性等に基づき区分しております。

2 各事業区分の主な製品及び事業内容

- (1) ディスク事業.....オーディオ・ビデオ等のAV機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストテープ、テストディスクの開発・製造・販売、CD・DVD・BDのOEM製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリ及びBDテストセンターとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等
- (2) その他事業.....光メディア用計測器の開発・製造・販売及び電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (千円)	東アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	745,286	53,474	798,760		798,760
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	745,286	53,474	798,760		798,760
営業利益又は 営業損失()	33,738	498	33,239		33,239

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
東アジア.....中国

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (千円)	東アジア (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,841,301	141,175	1,982,477		1,982,477
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	1,841,301	141,175	1,982,477		1,982,477
営業損失()	88,803	3,589	92,392		92,392

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
東アジア.....中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	東アジア	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	141,573	42,319	7,045	190,938
連結売上高(千円)				798,760
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.7	5.3	0.9	23.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 東アジア.....香港、韓国、台湾、中国
- (2) 東南アジア.....シンガポール、フィリピン
- (3) その他の地域.....米国等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	東アジア	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	421,748	82,266	12,822	516,838
連結売上高(千円)				1,982,477
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.3	4.2	0.6	26.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 東アジア.....香港、韓国、台湾、中国
- (2) 東南アジア.....シンガポール、フィリピン
- (3) その他の地域.....米国等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の事業は「テストメディア事業」及び「クリエイティブメディア事業」並びに「その他事業」で構成されており、連結子会社は「断熱材事業」の単一事業となっております。各事業は取り扱う製品・サービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、販売体制を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「テストメディア事業」「クリエイティブメディア事業」「断熱材事業」「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

「テストメディア事業」はオーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストテープ、テストディスクの開発・製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリ及びBDテストセンターとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等を行っております。「クリエイティブメディア事業」はCD・DVD・BDのOEM製造・販売を行っております。「断熱材事業」は電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。「その他事業」は光メディア用計測器等の開発・製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	テストメディア事業	クリエイティブメディア事業	断熱材事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	860,532	861,618	198,226	1,056	1,921,432
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	860,532	861,618	198,226	1,056	1,921,432
セグメント利益又は損失()	382,985	74,329	5,449	49,640	413,124

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	テストメディア事業	クリエイティブメディア事業	断熱材事業	その他事業	
売上高					
外部顧客への売上高	230,937	288,320	74,688		593,946
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	230,937	288,320	74,688		593,946
セグメント利益又は損失()	76,692	13,622	11,380	17,452	84,243

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	413,124
全社費用(注)	357,346
四半期連結損益計算書の営業利益	55,777

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	84,243
全社費用(注)	117,026
四半期連結損益計算書の営業損失()	32,782

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

保有する有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	954円38銭	1株当たり純資産額	959円67銭

2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失()	16円97銭	1株当たり四半期純利益	4円74銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失()(千円)	81,208	22,675
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(千円)	81,208	22,675
普通株式の期中平均株式数(株)	4,785,885	4,782,405

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失()	1円82銭	1株当たり四半期純損失()	4円43銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の 四半期純損失()(千円)	8,704	21,146
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	8,704	21,146
普通株式の期中平均株式数(株)	4,785,849	4,775,678

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日) 及び 前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日) 及び 当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)																														
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高に前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。</p> <p>(借主側)</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び四半期末残高相当額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額</th> <th style="width: 45%;">四半期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他(機械装置・工具器具及び備品・運搬具)</td> <td style="text-align: center;">294,548</td> <td style="text-align: center;">275,043</td> <td style="text-align: center;">19,504</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">294,548</td> <td style="text-align: center;">275,043</td> <td style="text-align: center;">19,504</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 未経過リース料四半期末残高相当額等 未経過リース料四半期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">19,776千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">557</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,334</td> </tr> </table> <p>3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (四半期連結累計期間)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">21,084千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">19,914</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">494</td> </tr> </table> <p>(四半期連結会計期間)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">6,854千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">6,504</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">128</td> </tr> </table> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	四半期末残高相当額	その他(機械装置・工具器具及び備品・運搬具)	294,548	275,043	19,504	合計	294,548	275,043	19,504	1年内	19,776千円	1年超	557	合計	20,334	支払リース料	21,084千円	減価償却費相当額	19,914	支払利息相当額	494	支払リース料	6,854千円	減価償却費相当額	6,504	支払利息相当額	128	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。</p>
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	四半期末残高相当額																												
その他(機械装置・工具器具及び備品・運搬具)	294,548	275,043	19,504																												
合計	294,548	275,043	19,504																												
1年内	19,776千円																														
1年超	557																														
合計	20,334																														
支払リース料	21,084千円																														
減価償却費相当額	19,914																														
支払利息相当額	494																														
支払リース料	6,854千円																														
減価償却費相当額	6,504																														
支払利息相当額	128																														

2 【その他】

(1) 中間配当

第31期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)中間配当については、平成22年11月2日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当の総額	23,928千円
1株当たり中間配当金	5円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月26日

(2) 独立監査人の四半期レビュー報告書受領日から四半期報告書提出日までの間に、次の重要な後発事象が発生しております。

債務保証

平成23年2月14日開催の当社取締役会において、連結子会社・阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司の金融機関からの工場拡張資金及び運転資金の借入35,000千円に対し、保証を行うことを決議いたしました。

資金の貸付及び返済期限の延長

平成23年2月14日開催の当社取締役会において、連結子会社・阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司に対し工場拡張資金及び運転資金として80,000千円の貸付を行うこと、また、同社に対する貸付金残高130,000千円について、返済期限を2年間延長する事を決議いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社アルメディオ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 伊藤 晶 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 若林 博史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルメディオの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

株式会社アルメディオ
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 寛 悦 生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 喬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルメディオの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。